

第 4 4 号議案

豊川市職員給与条例及び豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

豊川市職員給与条例及び豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 5 月 1 3 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市職員給与条例及び豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(豊川市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 豊川市職員給与条例（昭和 2 7 年豊川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第18条の 6 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第18条の 6 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 (略)

(豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 4 年豊川市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第 9 条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第 18 条の 3 第 1 項及び第 18 条の 6 第 2 項の規定の	(給与条例の適用除外等) 第 9 条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第 18 条の 3 第 1 項及び第 18 条の 6 第 2 項の規定の

適用については、給与条例第18条の3第1項中「次条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第18条の6第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

3・4 (略)

適用については、給与条例第18条の3第1項中「次条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第18条の6第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3・4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の豊川市職員給与条例第18条の6第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び豊川市職員給与条例第18条の6第4項から第6項まで（豊川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊川市条例第11号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第19条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年豊川市条例第40号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（豊川市職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(豊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 豊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外)</u> 2 <u>令和4年6月に支給する期末手当については、第8条第1項及び第17条第1項の規定にかかわらず、豊川市職員給与条例及び豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年豊川市条例第 号）附則第2項の規定は、適用しない。</u>	附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

この案を提出するのは、給与制度の適正化を図るため、職員の期末手当を見直す必要があるからである。